

岩舟町選管告示第18号

平成21年6月15日、栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺177番地2中田勝雄外2名から提出された岩舟町長針谷育造解職請求は、平成21年6月15日受理したので、地方自治法施行令第116条の2の規定において準用する同令第100条の2第1項の規定により、平成21年8月9日賛否の投票を行う。
なお、請求及び弁明の要旨は次のとおりである。

平成21年7月20日

岩舟町選挙管理委員会委員長 金澤 眞 義

1 請求の要旨

合併の相手先を決める「岩舟町の合併についての意思を問う住民投票」において、町民は佐野市との合併を選択いたしました。その町民の意思を受けて佐野市に対し合併の申し入れを行い「佐野市・岩舟町合併協議会」が設置されました。より良い合併に向けて十分な協議がなされるものと期待しておりました。その矢先、実質的な協議が行われないまま、第二回合併協議会において突然の休止という事態になり、困惑・失望するとともに怒りがこみ上げてきました。これに至るに際して、針谷育造町長から合併協議会を休止すると議会への通告がありました。議会としては、合併協議会の休止には絶対反対であり、佐野市への申し入れはとうてい容認できないとの声にも耳を貸さず、無視した形で身勝手な理由をもって独断で佐野市に対し合併協議会の休止を申し入れしてしまいました。さらには、事務局員の引き上げ、今後の協議には応じないとの考えを伝えたというもので、佐野市に対し失礼極まりない行状であり、岩舟町の名誉を著しく傷つけるものであります。

今回の針谷育造町長の一連の行為は、先の住民投票の結果を無視し、住民投票によって示された主権者たる町民の意志を踏みにじり、民主主義をも否定する蛮行であり断じて許しがたいものです。よって、岩舟町長針谷育造の解職請求をするものであります。

2 弁明の要旨

解職請求者の請求に対して弁明し、その主張が正当な理由を有しないことを明らかにします。

- 1 「住民投票の結果を尊重しない」と決めつけていますが、私は住民投票を

尊重し、合併協議会で協議をしてきました。「編入合併」では町民の利益が守れないと考え休止の申し入れをした結果、佐野市・岩舟町合併協議会は満場一致で休止を決定しました。その結果の町長解職請求は認められません。

また佐野市との合併を望んでいた皆さんは、本当に不利益をこうむっても、生活が悪くなっても合併を望むのか疑問です。

2 休止の理由

編入合併では、岩舟町の歴史、文化、地域コミュニティが失われます。

議会代表の合併協議会委員は、「とにかく合併が先だ」との考え方でしたが、わずか8カ月で合併の結論を出すことは不可能と判断しました。

下都賀郡を越えての合併は弊害が多く町民の利益になりません。

ごみ処理では、佐野市にごみが搬入できる可能性はありません。また清算する場合の約12億円や南部清掃工場の解体費用の負担問題は深刻です。

教育問題では、約8割の生徒が下都賀学区に進学しています。学区変更がされた場合、進路に支障が出る可能性があります。また特色ある町の教育文化の衰退が懸念されます。

国、県の行政機関が下都賀から安足管内に変更となり、今までの実績や利便性に多くのマイナスが考えられ町民の利益になりません。

農業、建設業、食品衛生業、美容業、理容業、医師会、歯科医師会、福祉関係などでは管内の変更により、多くの出費や事業活動が制約され経営を圧迫する可能性があります。

3 今回の解職請求は、町政の混乱と停滞を生じさせています。合併問題を機会にもう一度「岩舟町のまちづくり」を考えていただき、町民の皆様のご理解と冷静なご判断をお願い申し上げます。